

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月27日
【会社名】	株式会社文教堂グループホールディングス
【英訳名】	BUNKYODO GROUP HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嶋崎 富士雄
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番17号
【電話番号】	044(811)0118
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 宗像 光英
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番17号
【電話番号】	044(811)0118
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 宗像 光英
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年11月26日開催の当社第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年11月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役として、嶋崎富士雄、山口竜男、宗像光英、野口健太郎、佐藤協治、池田正美、飯田直樹及び森俊明を選任する。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役として、長内淳、福島良和、松平信治、村瀬幸子を選任する。

第3号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条第2項及び第38条第2項の一部を変更する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）1	
嶋崎 富士雄	109,529	545	0		97.80
山口 竜男	109,845	229	0		98.08
宗像 光英	109,848	226	0		98.09
野口 健太郎	109,863	211	0		98.10
佐藤 協治	109,847	227	0		98.09
池田 正美	109,842	232	0		98.08
飯田 直樹	109,845	229	0		98.08
森 俊明	109,847	227	0		98.09
第2号議案				（注）1	
長内 淳	109,935	139	0		98.16
福島 良和	109,941	133	0		98.17
松平 信治	109,938	136	0		98.17
村瀬 幸子	109,935	139	0		98.16
第3号議案	109,932	142	0	（注）2	98.16

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権は加算しておりません。